

# 宮崎県における男女共同参画の 現状と課題について

# 1 男女共同参画に関する意識

## 現状① 男女の平等感

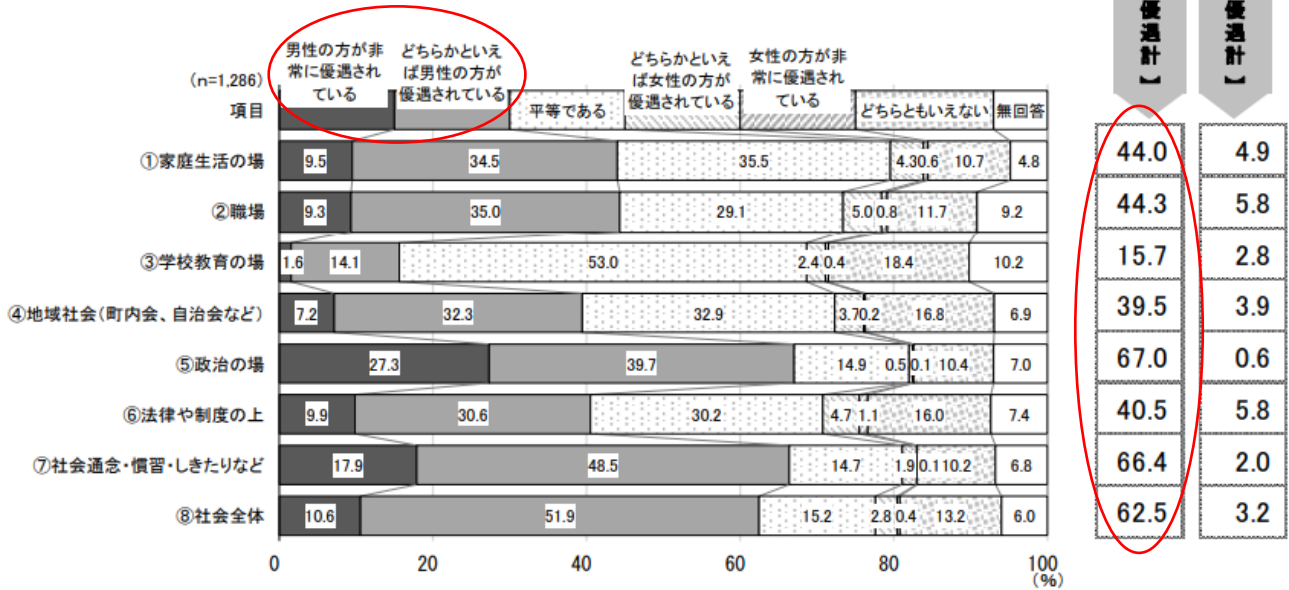
- 生活や職場等様々な場面で、男性優遇と感じている人の割合が高い。  
「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」では、特にその割合が高い。  
一方、「学校の間」では平等感を持つ人が多い。(図表 1-1)
- 「社会全体」の項目における男女の平等感に近年大きな変化はない。(図表 1-2)  
全国(令和元年度): 男性優遇 74.1% 平等 21.2% 女性優遇 3.1%
- 男女別に見ると、平等感を持つ人の割合は、女性では 11.5%、男性では 19.6%  
であり、差が見られる。(図表 1-3)

## 課題

様々な分野において、男性優遇となっている要因がなくなっていくよう男女共同参画を促進していく必要がある。

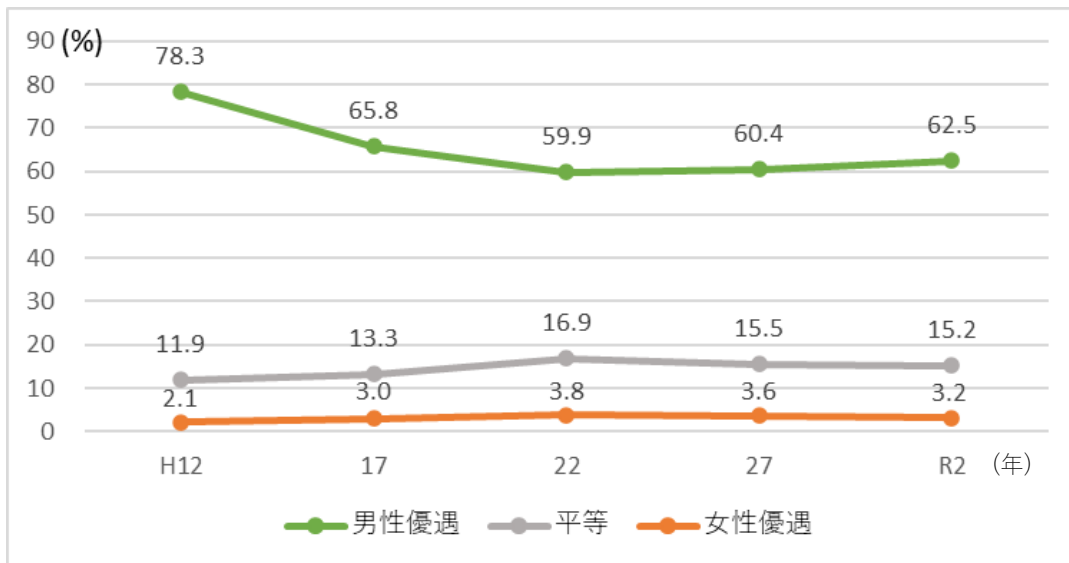
また、あらゆる世代の人々が、男女共同参画の推進に向けた意識改革が進むよう広報・啓発活動に取り組む必要がある。

図表 1-1 男女の平等感（各場面）



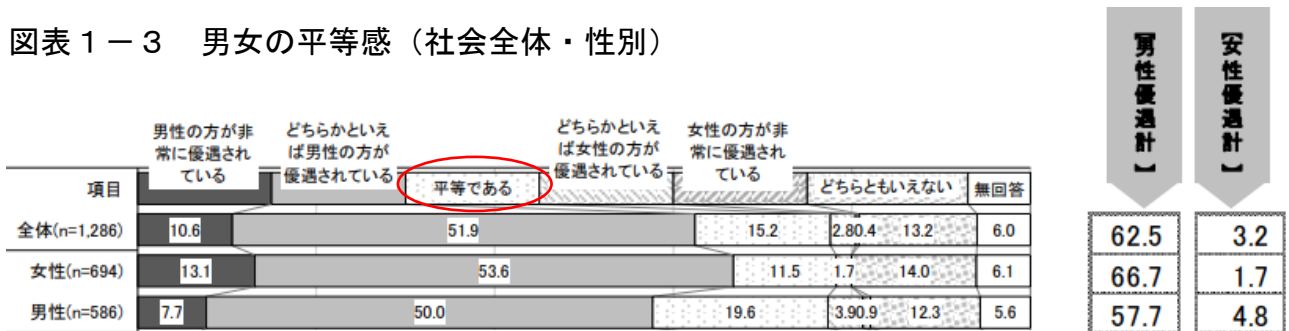
資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

図表 1-2 男女の平等感（時系列）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成12年～令和2年）

図表 1-3 男女の平等感（社会全体・性別）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

## 現状② 男女の固定的役割分担意識

- 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する考え方について、反対する人の割合が上昇する傾向が続いている。

また、全国値よりも高い。(図表2-1)

全国（令和元年度）：賛成 35.0% 反対 59.8% どちらともいえない 5.2%

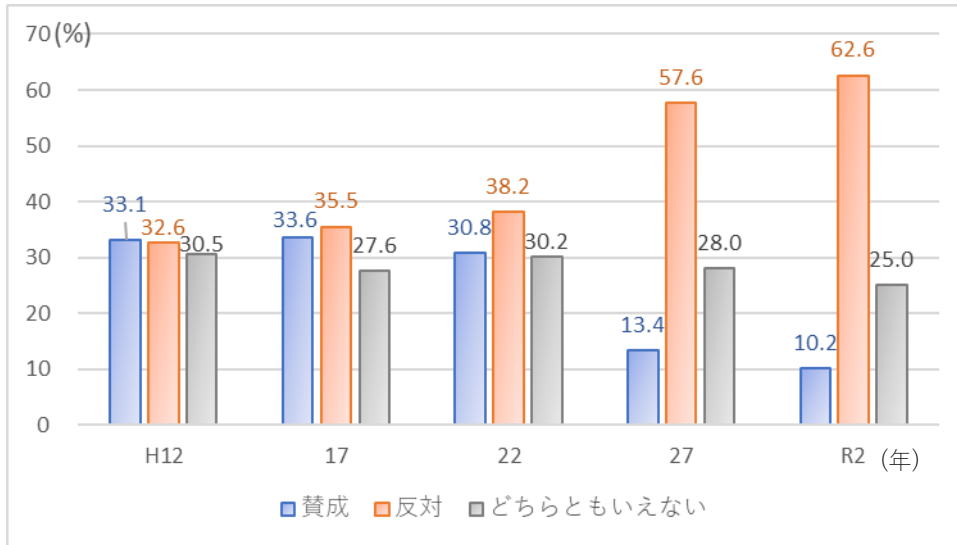
- 男女別に見ると、「反対」と答えた女性は66.8%、男性は57.8%であり、差が見られる。(図表2-2)
- 家事、育児の夫婦の現状は7～8割が「主に妻」が分担しており、理想と大きく開きがある。(図表3)

## 課題

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような固定的な性別役割分担意識に対しては反対する人が増加しているが、女性が家事・育児を分担している割合が高い現状となっている。

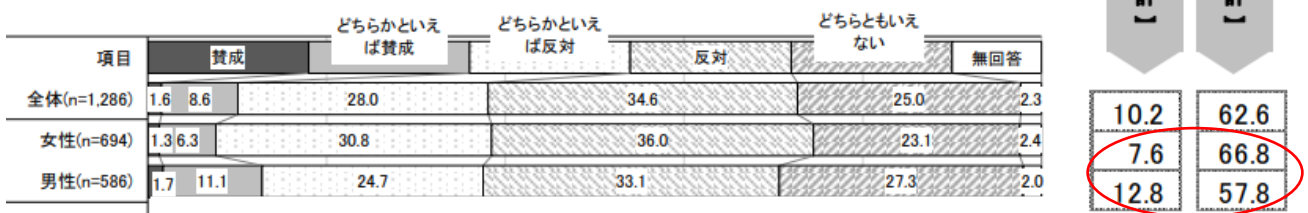
今後も固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発を推進していき、男性も家事・育児等が分担しやすくするために、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための取組を進めていく必要がある。

図表 2-1 男女の役割分担意識についての考え方（時系列）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 12 年～令和 2 年）

図表 2-2 男女の役割分担意識についての考え方（性別）

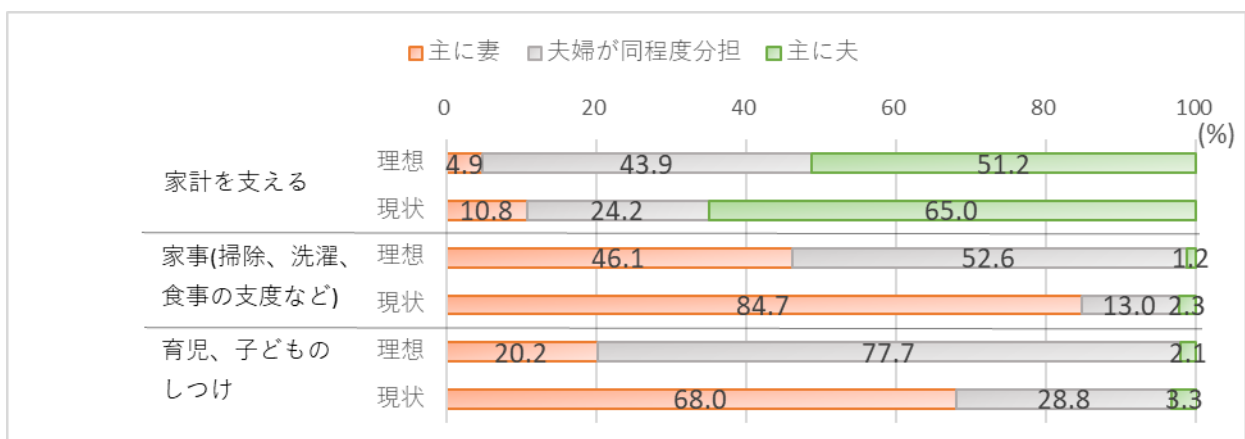


※ 平成 22 年までの設問は「男は仕事、女は家庭という考え方についてあなたはどのように思いますか。」であったが、前回（27 年）調査より『男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである』というような性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、あなたはどのように思いますか。」に変更している。

※ 全国調査については、選択肢に「わからない」がある。

資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和 2 年）

図表 3 夫婦の役割分担の理想と現状



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和 2 年）

## 2 女性の就業環境

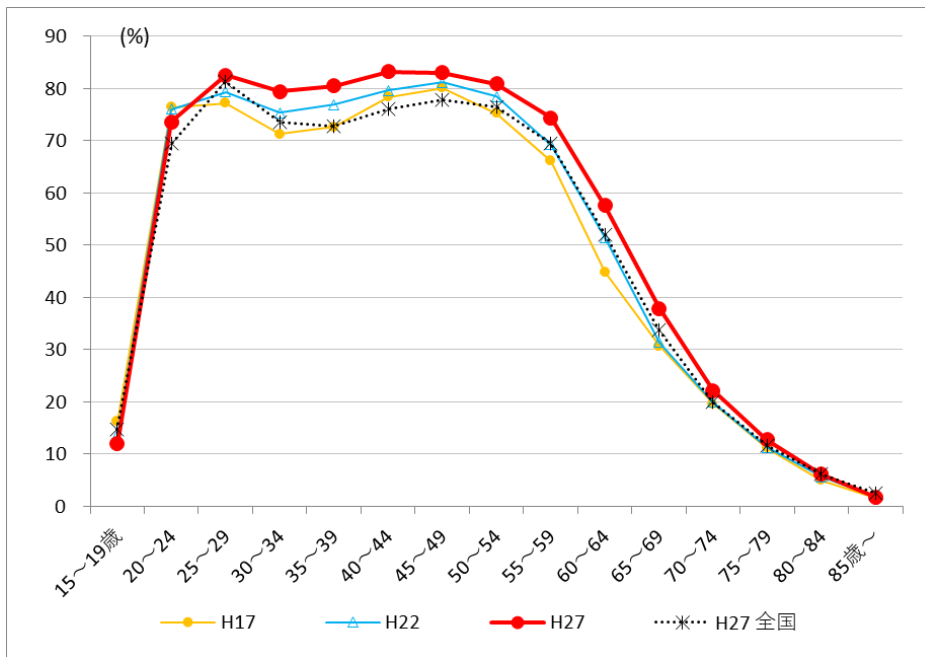
### 現状

- 全国的にも女性労働力率は上昇し、結婚・出産期に当たる30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は解消に向かっており、本県はさらにM字カーブの底が浅くなっている。(図表4)
- パート、アルバイトなどの非正規雇用労働者の割合は、男女ともに増加傾向にあるが、特に女性は、非正規雇用労働者の割合が正規労働者を大きく上回っており、男女間の格差が生じている。(図表5)
- 男性育児休業取得率は増加しているものの、男性片働き世代が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然とするいわゆる「男性中心型労働慣行」が依然として根付いており、男性の家事・育児・介護等への参画を困難にしている。(図表6)
- 女性の就業に対する意識については、「就労継続型(ずっと職業を持っている方がよい)」を支持する人が最も多く、次いで「中断再就職型(子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい)」となっている。  
過去の推移を見ると、「就労継続型」を支持する割合と、「中断再就職型」を支持する割合が大きく入れ変わっている。(図表7)

### 課題

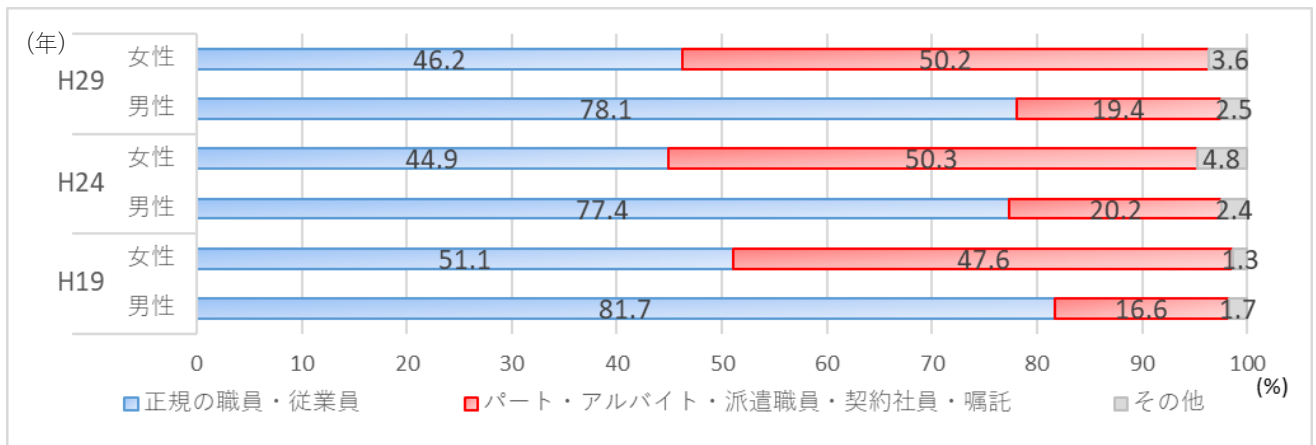
- 働きたい人が、出産・育児・介護等を理由に離職することなく、個別の事情等に応じた多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう就業環境の整備に取り組む必要がある。
- 女性の非正規雇用労働者の割合が高いことが、女性の貧困や男女間の格差の一因になっているとの問題もあるため、非正規雇用労働者について、正規雇用転換への取組や、待遇改善など適正な労働条件の確保等が必要である。
- 男女ともに仕事と家庭の両立に向け、ワーク・ライフ・バランスの実現等が重要であり、男性の育児休業取得の促進や長時間労働といった「男性中心型労働慣行」の見直しなどを進めていく必要がある。

図表4 女性の年齢階級別労働力率（宮崎県）



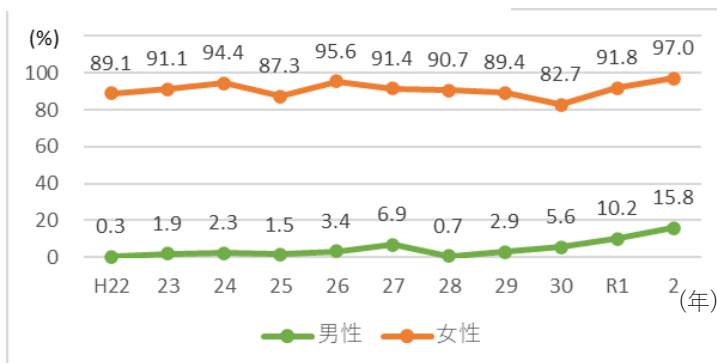
資料：総務省「国勢調査」

図表5 雇用形態



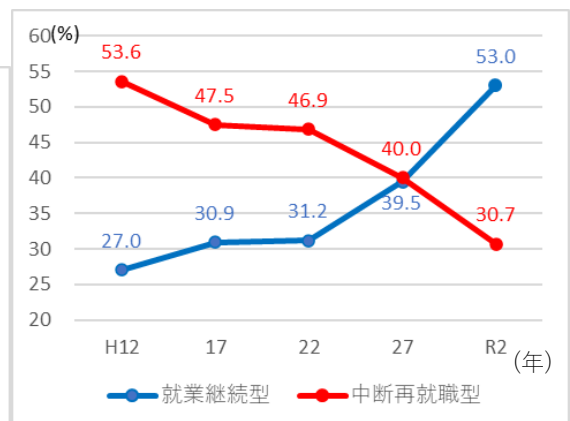
資料：総務省「就業構造基本調査」

図表6 県内民間事業所における  
育児休業取得率



資料：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

図表7 女性の就業についての意識



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県）

### 3 政策決定への女性の参画

#### 現状① 審議会等の状況

- 県の審議会等における女性委員の登用率は、国の登用率や全国各都道府県平均（令和元年度37.0%）を大きく上回っている。（図表8）

全国5位（令和元年度末現在）

1位 徳島県（56.6%）    2位 山形県（52.5%）    3位 島根県（47.2%）  
4位 山口県（46.5%）    5位 宮崎県（45.9%）

- 市町村の審議会等の女性委員の登用率は全国の市町村平均を下回っており（広域の審議会等を含んだ登用率で比較したとき、令和2年度全国平均27.1%、本県24.8%）、また、市町村間での格差も見られる。（図表8、図表9）

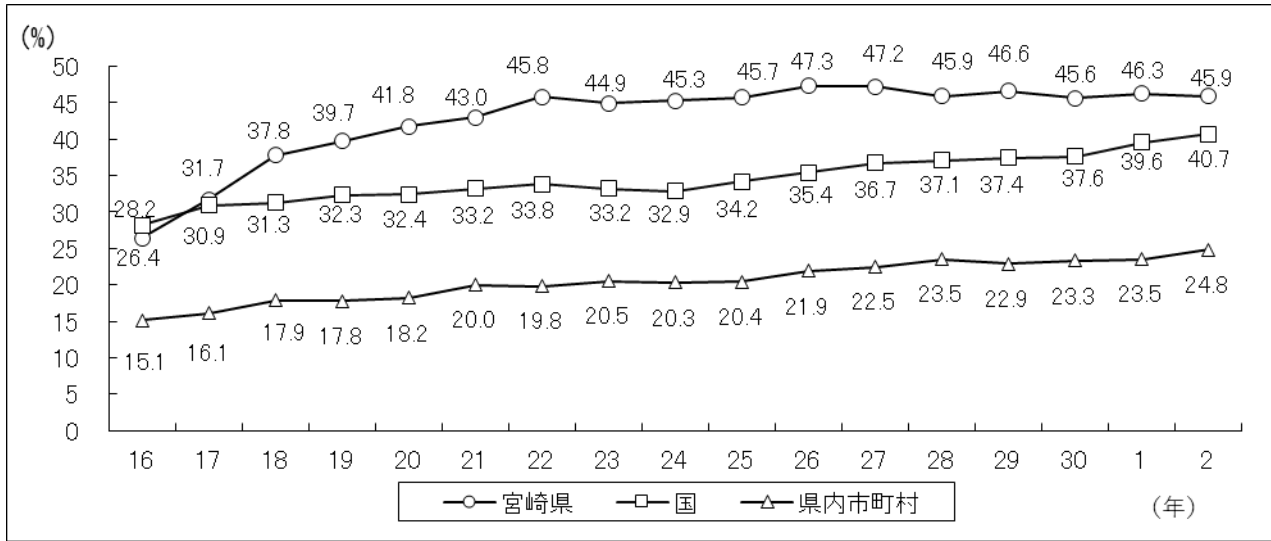
全国35位（2年4月1日現在）

#### 課題

- 県では、みやざき男女共同参画プランにおいて女性委員の登用目標を設定し、「男女共同参画推進会議」で推進状況を確認するなど女性委員登用率の向上に向け全庁的に取り組み、一定の成果をあげている。
- 市町村においては、女性委員の登用率が伸び悩んでいること、また、市町村間での格差も見られることから、県のこれまでの取組内容や必要な情報を積極的に提供し、市町村への支援、働きかけを行っていく必要がある。



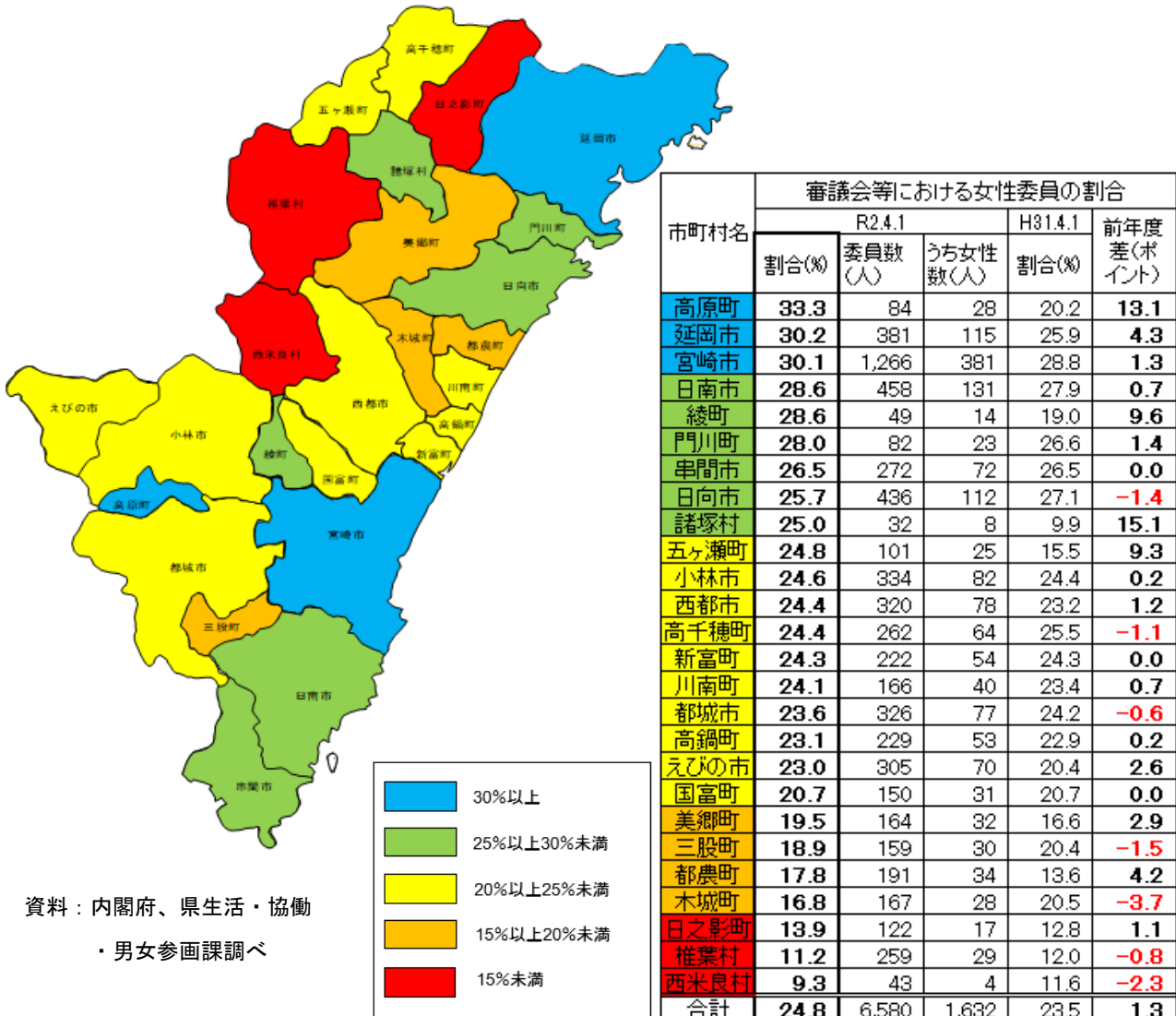
図表8 審議会等における女性委員割合の推移



資料：内閣府、県生活・協働・男女参画課調べ

(各年度 国は9月30日現在、県は3月31日現在、市町村は4月1日現在。)

図表9 市町村審議会における女性委員の割合（令和2年）



資料：内閣府、県生活・協働

・男女参画課調べ

## 現状② 県及び市町村における管理職登用の状況

- 県の管理職（課長級以上職）における女性職員の割合は、増加傾向にあるが、全国都道府県平均を下回って推移している。（図表 10）

全国 45 位（令和 2 年 4 月 1 日現在）

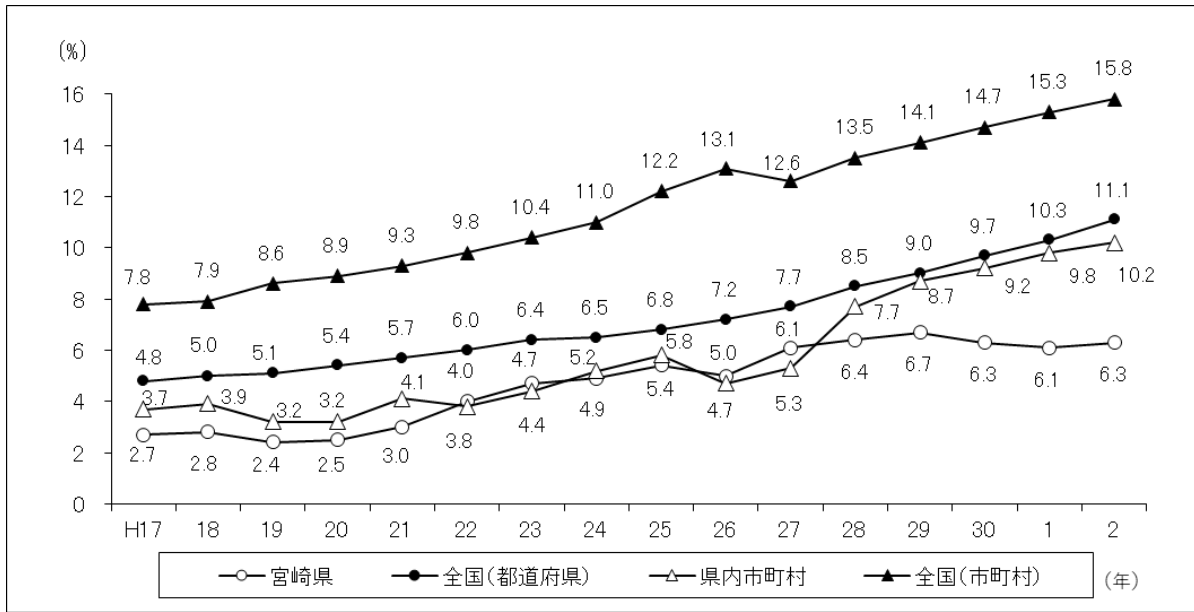
- 市町村管理職における女性職員の割合は、全国市町村平均を下回って推移しており、また、市町村間での格差も見られる。（図表 10、図表 11）

全国 45 位（令和 2 年 4 月 1 日現在）

## 課題

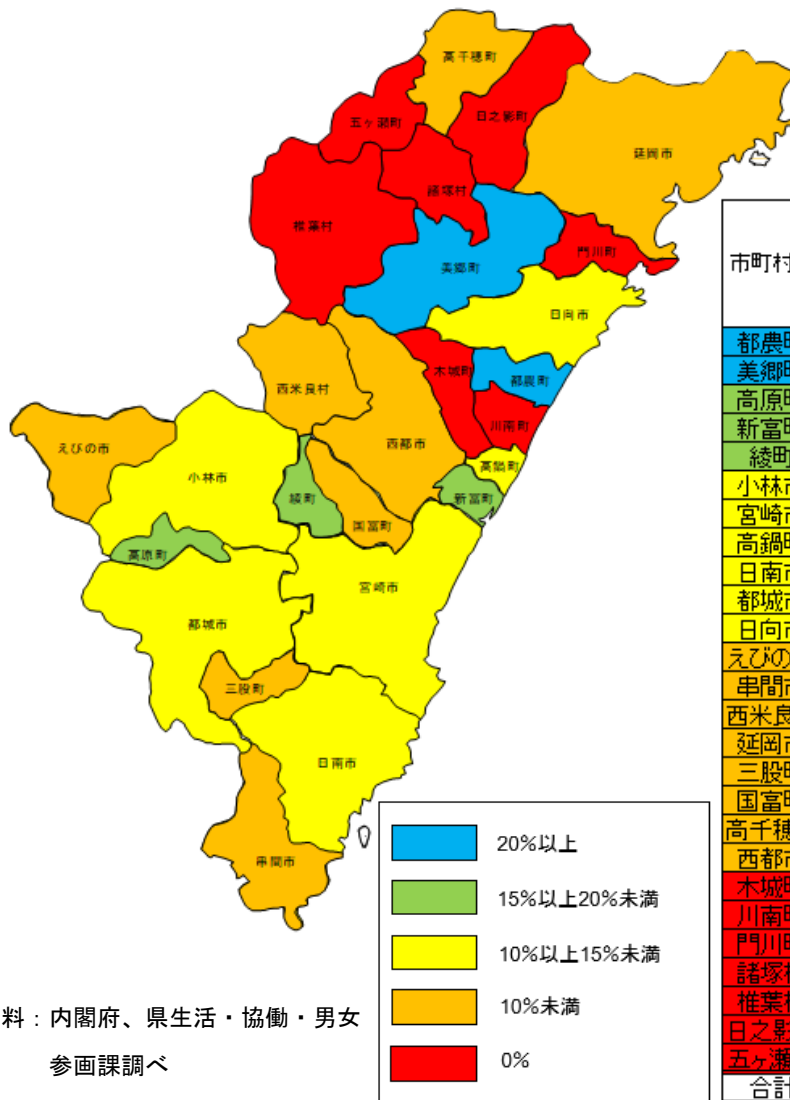
- 女性管理職が少ない理由として、管理職候補となる世代の女性職員が少なく、同年代の職員数に占める女性の割合が低いことがあげられるが、副主幹（係長相当）および採用者数に占める女性の割合は増加していることから、今後も女性職員の割合に応じた管理職登用を図るため、働きやすい職場環境づくりや企画・管理部門をはじめとする主要なポストへの女性職員の配置などにより、将来登用できる人材を育成していく必要がある。
- 市町村では、女性管理職の割合に差が見られ、女性管理職がいない市町村もあるため、住民生活に密着した政策・方針決定過程の場に参画する女性職員の登用を促進していく必要がある。

図表 10 県及び市町村職員管理職（課長級以上）への女性登用状況



資料：内閣府、県生活・協働・男女参画課調べ（各年4月1日現在）

図表 11 市町村の女性管理職（課長級以上職）の割合（令和2年）



市町村名	女性管理職(課長相当職以上)の割合				前年度差(ポイント)
	割合(%)	R24.1 管理職数(人)	うち女性数(人)	H314.1 割合(%)	
都農町	26.3	19	5	19.0	7.3
美郷町	21.7	23	5	19.2	2.5
高原町	18.8	16	3	11.1	7.7
新富町	17.6	17	3	18.8	-1.2
綾町	16.7	12	2	16.7	0.0
小林市	14.0	50	7	12.5	1.5
宮崎市	13.5	155	21	12.6	0.9
高鍋町	13.3	15	2	13.3	0.0
日南市	11.1	45	5	10.0	1.1
都城市	10.5	105	11	9.6	0.9
日向市	10.2	59	6	9.7	0.5
えびの市	9.7	31	3	10.7	-1.0
串間市	9.1	22	2	13.0	-3.9
西米良村	8.3	12	1	0.0	8.3
延岡市	7.4	94	7	6.6	0.8
三股町	7.1	14	1	6.7	0.4
国富町	6.3	16	1	0.0	6.3
高千穂町	5.3	19	1	10.5	-5.2
西都市	4.0	25	1	7.4	-3.4
木城町	0.0	10	0	0.0	0.0
川南町	0.0	13	0	0.0	0.0
門川町	0.0	13	0	0.0	0.0
諸塚村	0.0	11	0	0.0	0.0
椎葉村	0.0	8	0	0.0	0.0
日之影町	0.0	14	0	0.0	0.0
五ヶ瀬町	0.0	8	0	0.0	0.0
合計	10.5	826	87	9.8	0.7

資料：内閣府、県生活・協働・男女参画課調べ

### 現状③ その他

- 議会における女性議員の割合については、県議会、市町村議会ともに、全国平均を下回って推移している。(図表 1 2)

県議会 全国 2 4 位 (令和元年 1 2 月 3 1 日現在)  
市町村議会 全国 2 4 位 (令和元年 1 2 月 3 1 日現在)

- 県内の管理的職業従事者(会社役員、会社管理職員、管理的公務員等)に占める女性の割合は年々増加しており、全国とほぼ同じ割合で推移している。(図表 1 3)

全国 2 2 位 (平成 2 7 年国勢調査)

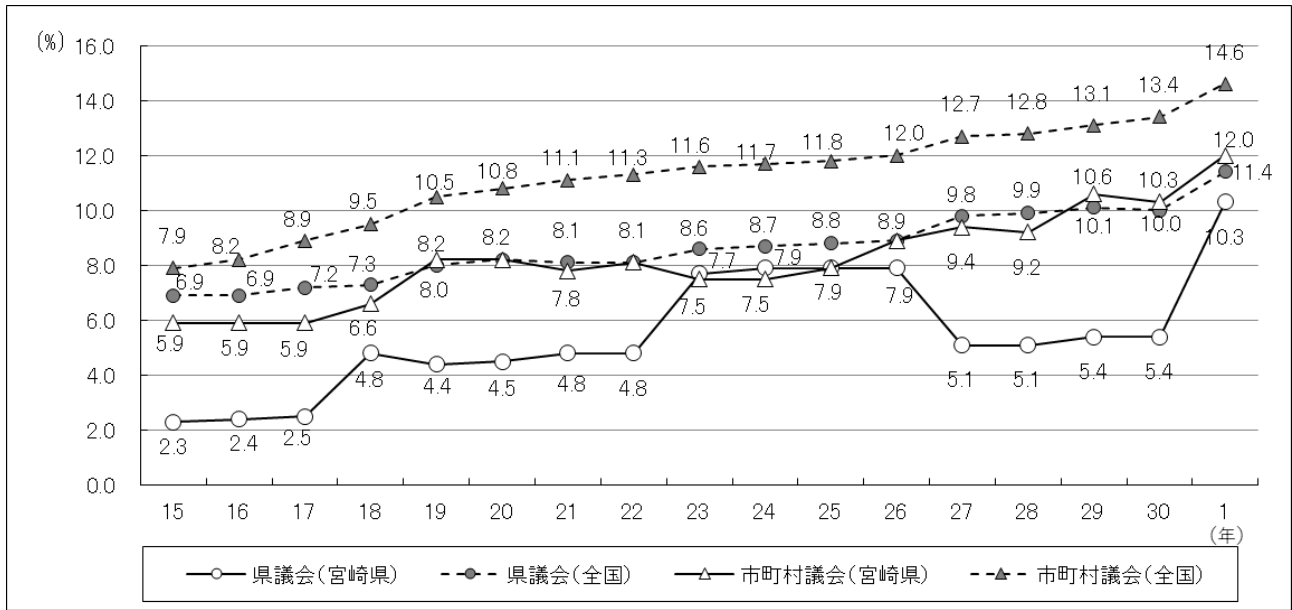
- 自治会長に占める女性の割合については、全国平均を下回って推移している。(図表 1 4)

全国 3 0 位 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

### 課題

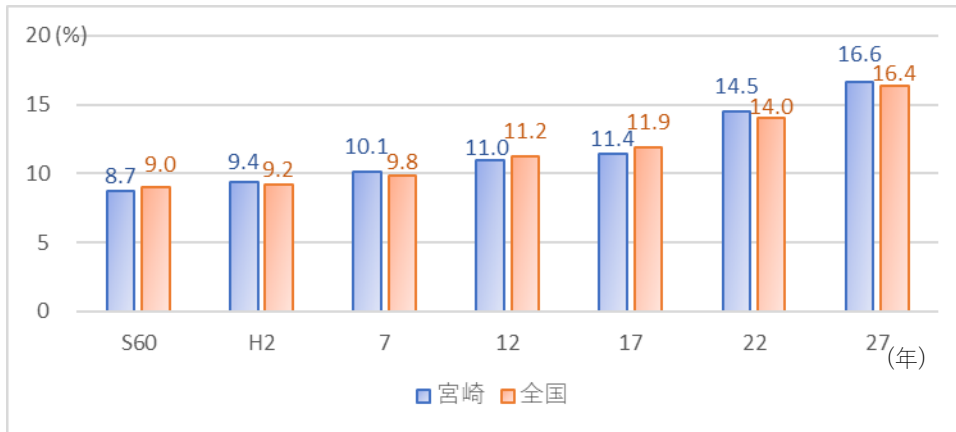
様々な分野での方針決定等の過程に女性の参画が十分に進んでいない状況であるため、女性の能力発揮への支援や人材確保を図るとともに、社会全体の意識改革、市町村や団体等への働きかけなどにより、女性の参画をさらに拡大する必要がある。

図表 1 2 県及び市町村議会への女性登用状況



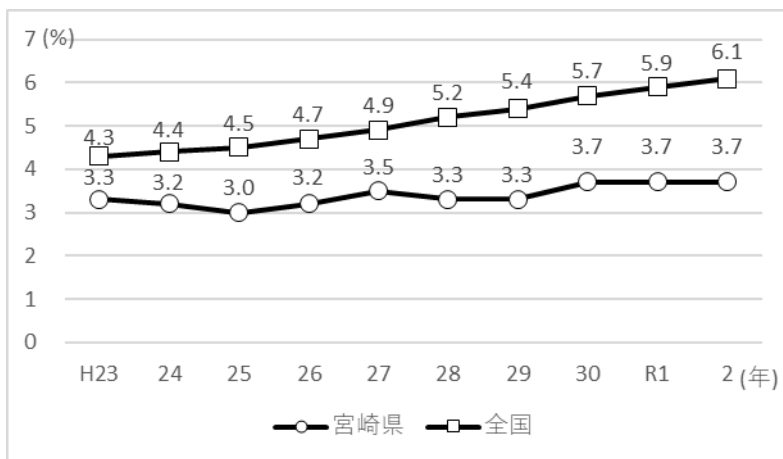
資料：内閣府調べ（各年12月末現在）

図表 1 3 管理的職業従事者に占める女性の割合



資料：総務省「国勢調査」

図表 1 4 自治会長に占める女性割合



資料：県生活・協働・男女参画課調べ

## 4 女性に対する暴力

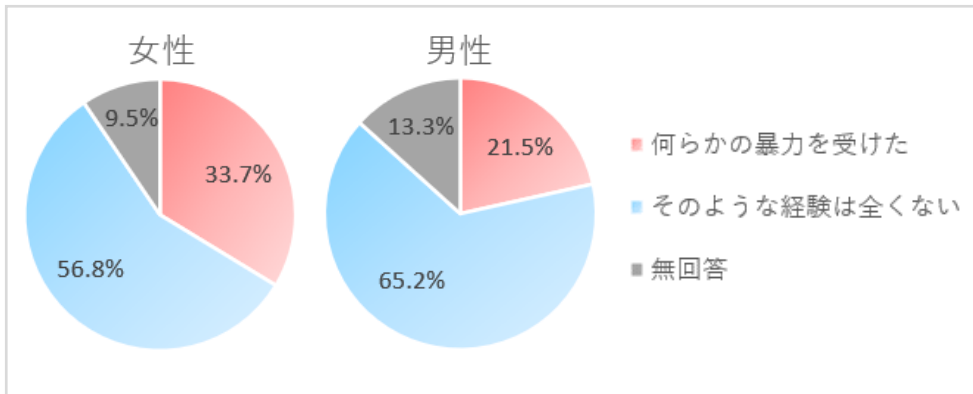
### 現状

- 女性の3割強、男性の2割強が夫・妻・恋人から何らかの暴力を受けた経験がある。  
(図表15)
- 夫・妻・恋人から暴力を受けたとき、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が53.1%にのぼる。(図表16)
- 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ(だれ)にも相談しなかった」理由として、女性は、「相談するほどのことでもないと思ったから」が36.5%と最も高く、次いで「だれにも言えなかったから」が25.2%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が24.3%となっており、一人で問題を抱え込んでいる。
- DVに関する相談件数は、年々増加している。(図表17)

### 課題

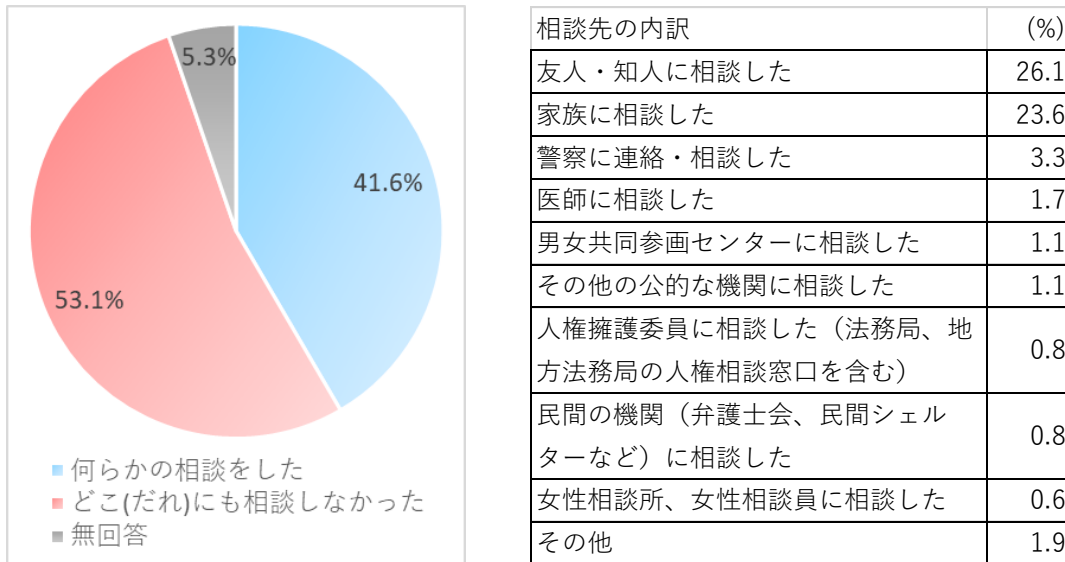
- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるため、県民の意識を高め、女性への暴力を許さない意識を醸成するために、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実や相談機関の周知を図る必要がある。
- 被害者の支援対策のため、警察や女性相談所など関係機関や民間団体が連携し、暴力根絶に向けた環境づくりを推進する必要がある。

図表 15 夫・妻・恋人から暴力を受けた経験



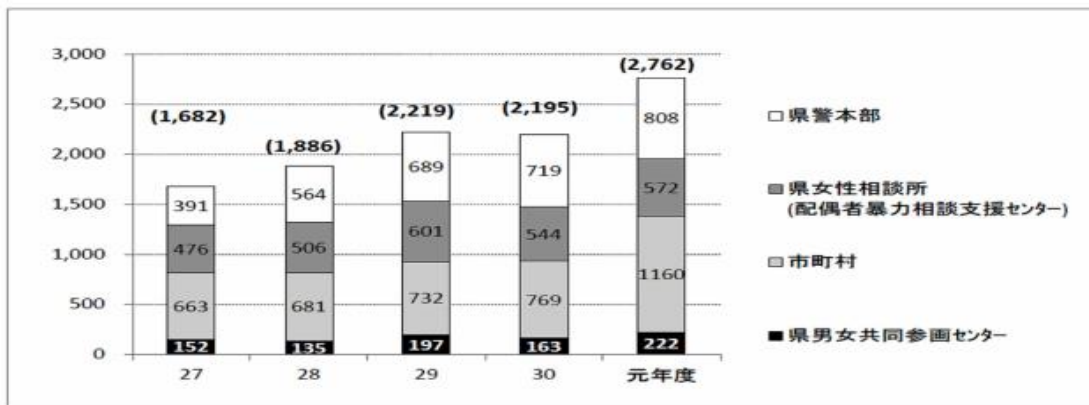
資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

図表 16 配偶者からの暴力を受けたときの相談先



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

図表 17 DV相談件数



※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

※ 平成29年度から集計方法を変更した市があるため、それ以前と単純比較はできない。

※ 県警本部の数字は1月から12月期

令和元年分から生活安全企画課人身安全対策室提供の数値とし、平成27年以降を修正

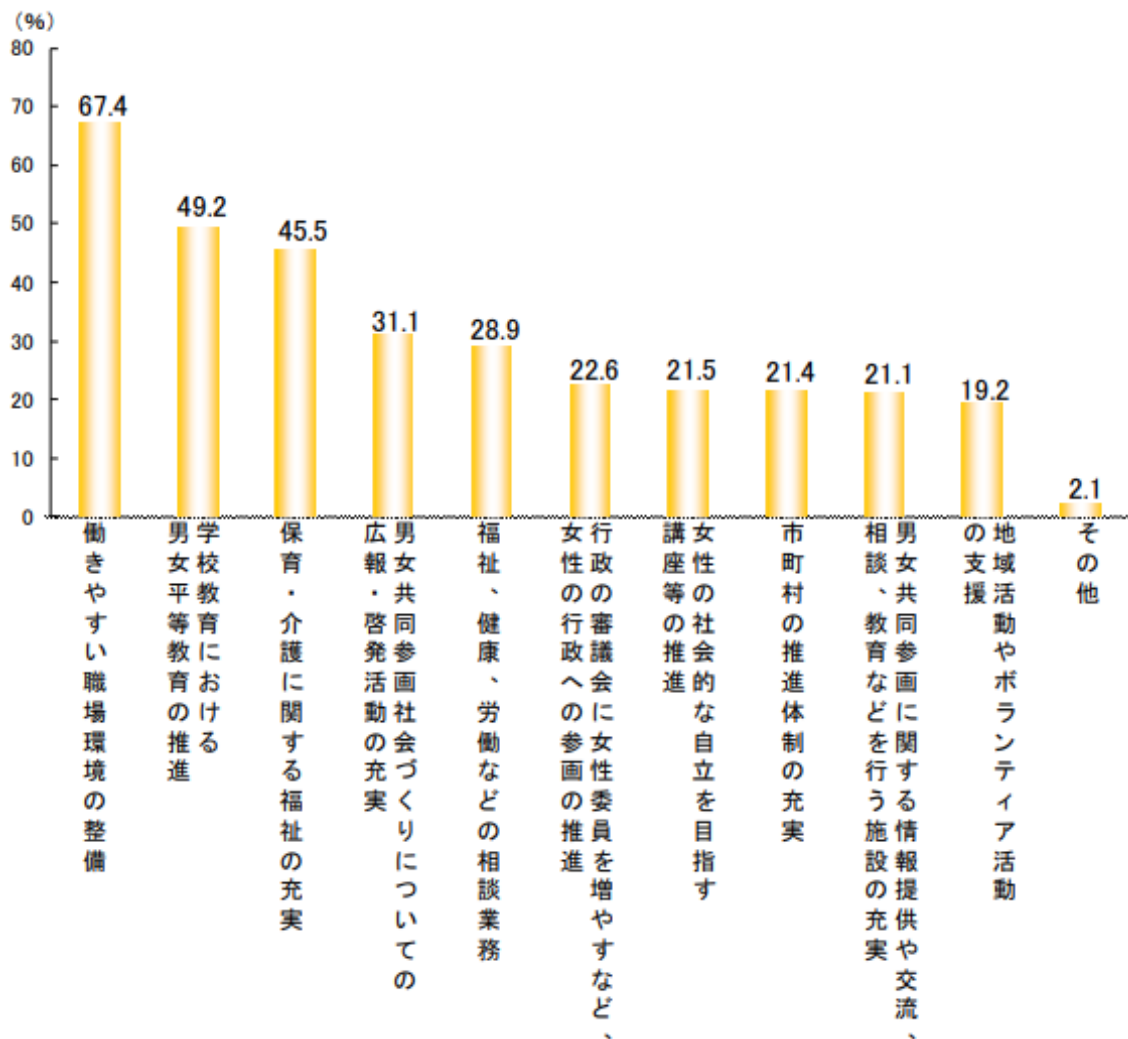
資料：県子ども家庭課、県生活・協働・男女参画課調べ

## 5 男女共同参画社会の実現のために県民が期待する施策

男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととして、「働きやすい職場環境の整備」が7割弱と最も高くなっている。

また、「学校教育における男女平等教育の推進」、「保育・介護に関する福祉の充実」を期待する人も4割を超えており、主に労働、学校教育、保育・介護において男女共同参画の推進に力を入れるべきであると考える人の割合が高くなっている。(図表18)

図表18 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(宮崎県 令和2年)